

電子調達システム Q & A（事業者用）

【問】

電子調達システムによる発注業務のシステム化を進めることにより、事業者にどのようなメリット、デメリットがあるのか。

【答】

電子調達システムによる発注業務のシステム化により、事業者のメリットとして入札書類等の持ち込みに要する時間や各種経費の削減、デメリットとして電子調達システム利用環境の整備費用が考えられます。

【問】

電子調達システムを使用可能な業務の範囲は。

【答】

電子調達システムは、物品・役務（製造の請負、物件の貸借、運送及び保管等を含む）並びに簡易な公共事業（公共工事、建設コンサルタント業務等のうち、「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の対象業務」を除く）における、「入札」「契約」「検査」「請求」「支払」一連の発注業務について対応しています。

なお、他部局の状況を確認しながら、当面は「入札」業務を対象としています。

【問】

電子調達システムの運用開始後、紙による入札等を行うことは出来るのか。

【答】

電子調達システムの運用開始後、当面の間については、紙による入札も可能です。

【更問1】

紙による入札が可能となっているが、入札書を投函する入札箱はどのようなものか。

【答】

入札書を郵送された場合は、開札日までの間、発注を行った森林管理局署等において、施錠可能な什器等で一時的に保管を行います。

その後、開札日に入札執行官において入札箱へ投函を行います。（投函にあたっては、執務室で行うのではなく、入札を実施する会場において行います。）

なお、紙で持参した場合又は郵送された場合は、入札を実施した会場において、紙入札事業者に対し、落札結果の読み上げを行います。

【更問 2】

紙による入札はどの様に処理されるのか。

【答】

開札後、各森林管理局署等において、電子調達システムへ開札結果等の情報登録を行います。

その後、電子調達システムに予定価格を入力し、電子調達システムを利用して入札した事業者（以下、「電子事業者」という。）の入札金額と紙入札による事業者（以下「紙事業者」という。）の入札金額を併せて開札し、落札判定を行います。

【更問 3】

落札宣言はいつ、誰が、どのように実施するのか。

【答】

電子入札を可とした入札については、電子調達システム上で電子開札、落札宣言を行います。

紙事業者がある場合は、入札会場において開札結果をお知らせします。

【問】

事業者が電子調達システムを使用するためには、何を準備する必要があるのか。
また、初期費用はどの程度か。

【答】

電子調達システムを利用するにあたり、パソコン及びインターネット環境を整備していただく必要があります。

その後、電子調達システムポータルサイトへ掲載されているマニュアルに基づき、利用環境の準備、電子証明書取得、利用者登録を行っていただきます。

また、初期費用について、パソコンやインターネット環境の整備に必要な経費のほか、電子証明書（ICカード又はファイル）の発行（7,600～15,000円/年）及びカードリーダーの購入経費（6,500～9,500円程度）が考えられます。なお、電子証明書については、認証局（電子証明書発行機関）により有効期間（3ヶ月、1～5

年、2年、4年)やICカード又はファイルどちらを選択したかにより購入経費が異なります。(ICカードとファイルどちらを選択しても機能の違いはありませんが、ファイルを選択された場合、別途、セットアップが必要となります。)

なお、1年間の有効期間で電子証明書の発行を行う場合、事業者の負担額はICカードを選択された場合は約17,000円から25,000円、ファイルを選択された場合は約8,000円となります。(以下の表を参照)

単 位 : 円(税抜き)

	認証局 (電子証明書発行機関)	URL	有効期間	費用		
				合計	電子 証明書	ICカード リーダー
I C カ ー ド	株式会社NTTネオメイト	http://www.e-probatio.com/	1年～5年	24,500	15,000	9,500
	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	http://www.diacert.jp/plus/	1年～3年、4年10ヶ月	17,500	11,000	6,500
	株式会社帝国データバンク	http://www.tdb.co.jp/typeA/index.html	2年～5年	19,940	13,440	6,500
	東北インフォメーション・システムズ株式会社	https://www.toinx.net/eps/info.html	2年1ヶ月、4年6ヶ月	20,540	11,040	9,500
	日本電子認証株式会社	https://www.ninsho.co.jp/aosign/	1年1ヶ月～4年1ヶ月、5年	24,000	15,000	9,000
フ ァ イ ル	電子認証登記所	http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html	3ヶ月～27ヶ月(3ヶ月単位)	7,900	7,900	(不要)
	セコムトラストシステムズ株式会社(CD-R媒体)	https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forjid.html	2年、3年	7,600	7,600	(不要)

(注) 上表については、参考として整理したものであり、電子調達システム導入時期によっては、実際と異なる場合があります。

【問】

事業者が電子調達システムを使用する場合、入札毎に使用料は発生するのか。

【答】

事業者が電子調達システムを利用するにあたり、入札毎の使用料等は発生しません。

【問】

電子入札システムと電子調達システムを同じパソコンで併用することは可能か。

【答】

治山や林道の土木工事の入札において使用している電子入札システムと、物品調達や素材生産事業等の入札で使用する電子調達システムとは異なるシステムであり、同一端末で併用した利用は動作保証対象外となるため、併用しての利用はしないでください。

【問】

他省庁で行われている電子調達システムによる入札へ参加している事業者については、そのまま、森林管理局署等で行われる入札へ参加することは可能か。

【答】

既に他省庁において物品調達などで電子調達システムにより行われている入札へ参加されている事業者については、すでに利用されている電子証明書を使って、森林管理局署等で行われる電子調達システムによる入札へ参加可能です。

【問】

役務の資格のみを有している事業者が、誤って物品の調達案件に申請を行った場合、入札に参加できるのか。

【答】

開札前に、当該入札を行う森林管理局署等が電子調達システム上で誤って申請した事業者に対して「無効通知書」を発行することにより、当該入札の参加資格がなくなります。

【問】

事業者への周知等については、どのように行うのか。

【答】

事業者への周知等については、今回実施する説明会、森林管理局HPへの掲載等により周知することとします。

【問】

事業者向けの操作説明会等は行われるのか。

【答】

林野庁本庁、各森林管理局署等での操作説明会は予定しておりません。

電子調達システムにおける発注者及び事業者向けの操作説明会等については、年1回（例年10月～11月）総務省主催で開催されています。（令和元年度は東京・大阪で開催）

また、操作説明会の他に、電子調達システムポータルサイトにおいて、事業者の練習環境（Webチュートリアル）が設置されており、指定のシナリオに基づく、「入札」「契約締結」「納品」「検査」「請求」の操作手順を確認する事が可能です。

【問】

電子調達システムにおける電子認証を受けないと、電子調達システム上の入札公告を閲覧できないのか。

【答】

電子調達システムにおける電子認証を受けていなくても、電子調達システムにおいて調達情報を閲覧できます。

なお、従前のおり、電子調達システムによる入札についても、森林管理局署等のHP等へも入札公告の掲載を行います。

<参考>

入札公告の閲覧場所（調達ポータル）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#search-info>

【問】

応札額が予定価格超過となった場合、その場で再入札を行うことは可能なのか。
また、入札不調が続いた場合、不落随契を行うことは可能なのか。

【答】

電子開札により応札額が予定価格を超過した場合、同日付けで再入札を行うことは可能です。ただし、入札参加事業者への通知書発行等の時間を考慮すると、1～2時間程度の間隔を開けることが想定されます。

また、入札不調による不落随契についても、電子調達システムにより行うことは可能です。

【問】

競争参加資格確認申請書類については、電子調達システムにおいて提出するのか、従来どおり、紙により提出をするのか。

【答】

競争参加資格確認申請書類については、電子入札又は紙入札どちらで応札を行う

かにより対応が異なります。電子入札を行うのであれば、電子調達システムにおいて提出していただきます。紙による入札の場合は、紙により提出していただきます。

(競争参加資格確認申請書類を電子により提出された事業者については、入札書を紙による提出へ切り替えることが可能ですが、競争参加資格確認申請書類を紙により提出された事業者については、入札書を電子による提出へ切り替えることができません。)

また、競争参加資格確認申請書類を電子調達システムで提出する場合は、提出後、取下げができないことから注意する必要があります。

【問】

電子調達システムにおいて、一般競争入札（最低価格落札方式）以外に、一般競争入札（総合評価落札方式）の使用は可能か。

【答】

電子調達システムにおいて、一般競争入札（総合評価落札方式）を行うことは可能です。

なお、電子調達システムにおける技術提案書の提出にあたっては、1ファイル最大で3MB、50ファイル、合計ファイルサイズは最大10MBまで添付可能となっています。(圧縮を行ってもこれらの上限を超過する場合は、郵送(簡易書留に限る。)、電送又は電子メールで送付いただくこととなります。)

また、技術提案資料を電子調達システムで提出する場合は、提出後、取下げができないことから注意する必要があります。

【問】

現場系役務契約で整理されている「素材生産事業等（造林事業を除く。）」とは、どの様な契約が含まれるのか。

【答】

素材生産事業等（造林事業を除く。）に含まれる契約については、木材供給による素材生産事業や、搬出を伴う伐採系森林整備事業、収穫調査、検知業務、巡視業務、鳥獣被害対策業務等が含まれます。

【問】

本社において電子証明書を取得した場合、支社で電子証明書を取得しなくても、

本社の I C カードを利用し、電子入札システムは利用できるのか。

また、支社に対して、I C カードを複数枚発行することはできるのか。

【答】

本社において電子証明書を取得した場合、本社の電子証明書により、支社において電子入札システムを利用することは可能です。

ただし、本社で取得した電子証明書について、支社に対して I C カードを複数枚発行することについては、認証局により取り扱いが異なりますので、申請を予定している認証局へ事前に確認をお願いします。